

第 1 号議案

浜松湖西豊橋道路の都市計画決定 に関する愛知県都市計画審議会環境影響 評価調査専門部会の設置について

参考資料 1

- ・・・愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱

参考資料 2

- ・・・浜松湖西豊橋道路の都市計画及び環境影響評価手続について

愛知県都市計画審議会

愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、近年環境問題が都市計画決定に当たっての重要な判断要素であることにかんがみ、環境影響評価に関する事項を調査審議させるための環境影響評価調査専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 専門部会は、愛知県都市計画審議会（以下「審議会」という。）が付託した都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するものとする。

(設 置)

第 3 条 専門部会は、審議会の議決により設置する。

(組 織)

第 4 条 専門部会は、審議会議長が指名する委員、臨時委員及び専門委員若干人をもって組織する。

(部会長)

第 5 条 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、審議会議長が指名する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 専門部会は、部会長が招集する。

2 専門部会においては、部会長が議長となる。

3 専門部会の調査審議が終了したときは、部会長が、その結果を審議会に報告するものとする。

(会議の公開等)

第 7 条 専門部会の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 調査審議する内容に、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 7 条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合

(2) 専門部会が非公開とする旨を議決した場合

2 専門部会の傍聴方法等については愛知県都市計画審議会傍聴要領（平成 13 年 4 月 27 日施行）に規定するところに準じて行う。

(解 散)

第 8 条 専門部会は、その調査審議に係る都市計画の案が、審議会で議決された後、解散するものとする。

(雑 則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が、専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和57年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。

浜松湖西豊橋道路の都市計画及び環境影響評価手続について

1. 浜松湖西豊橋道路の概要

- <路線の名称> 浜松湖西豊橋道路
- <位置> 静岡県浜松市～愛知県豊橋市（別添 位置図）
- <規模> 延長：約 26km 車線数：4車線

<都市計画における位置づけ>

浜松湖西豊橋道路は、静岡県浜松市の東名高速道路三ヶ日ジャンクションと愛知県豊橋市の三河港とを結ぶ自動車専用道路で、東三河都市計画区域マスタープランにおいては、地域の南北方向のアクセス性を向上し、遠州地域と当地域の連携強化を図るため、その整備を推進していく路線として位置づけています。

<事業の目的>

浜松湖西豊橋道路の整備は、三遠地域（静岡県浜松市・湖西市、愛知県豊橋市・豊川市・田原市）内の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与することを目的としています。

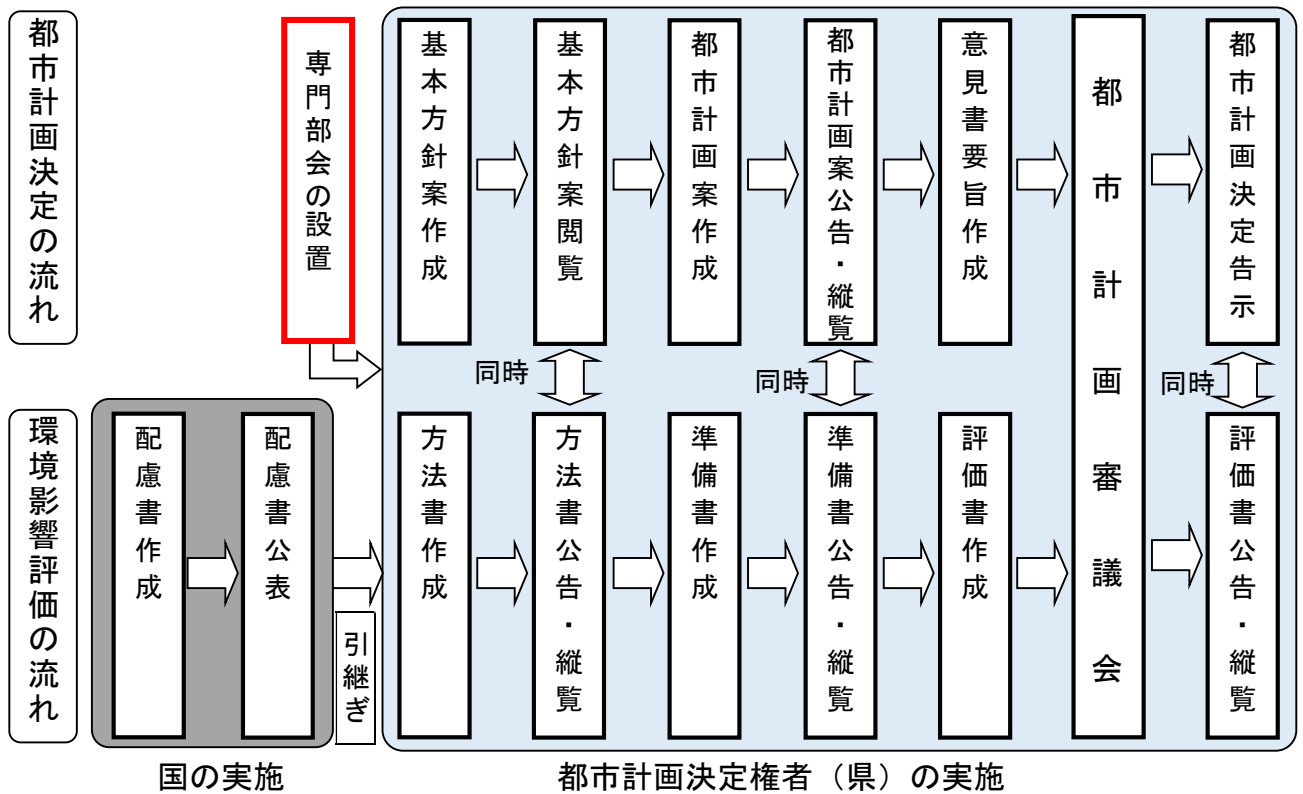
<経緯>

2018年度から国により、対応方針（概略ルート、構造）を決定するための計画段階評価手続が実施され、2022年3月に別添位置図のとおり「ルート帯案」及び「インターチェンジ配置案」が決定されました。あわせて、国により環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書手続も実施され、2021年12月に同配慮書が公表、2022年3月の国土交通大臣意見をもって、同配慮書の手続が完了しました。

2. 都市計画決定と環境影響評価の流れ

<都市計画に定められる環境影響評価対象事業に関する特例>

環境影響評価法(38条の6第1項)において、**環境影響評価の対象事業が都市計画に定められる事業である場合には、都市計画決定権者が環境影響評価手続を都市計画の手続に併せて実施することが定められています。**



3. 今後の専門部会の予定

2023年 2月	第1回浜松湖西豊橋道路環境影響評価調査専門部会の開催(予定)
----------	--------------------------------

